

# ENEOS BUSINESS カード・ENEOS BUSINESS II カードの会員規約・規定・特約の改定について

2021年6月1日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ENEOS BUSINESS カードおよび ENEOS BUSINESS II カードの会員規約・規定・特約（以下「規約等」といいます）の改定についてご案内いたします。なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

## （1）対象カード

- ・ENEOS BUSINESS カード
- ・ENEOS BUSINESS II カード

## （2）効力発生日

2021年7月1日より改定後の規約等が適用となります。

## （3）改定内容

主な改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等（全文）につきましては、<https://ts3card-business.jp/rules.html> でご確認ください。

ENEOS BUSINESS カードと ENEOS BUSINESS II カードの規約の内容は、商品性の違いが反映されている一部の条項を除き、基本的に同様のため、ENEOS BUSINESS カード 会員規約を挙げて説明しております。

※「①決済対象とする商品・サービスの拡大」記載の第4条については、商品性の相違から記載内容が大きく異なるため、ENEOS BUSINESS カードと ENEOS BUSINESS II カードのそれぞれの条項を記載しております。

### ① 決済対象とする商品・サービスの拡大

これまでは「ENEOS株式会社の特約店および販売店が運営するサービスステーションのうち、ENEOS株式会社が展開するENEOSカードシステムに加盟しているサービスステーションが店頭で取り扱う商品」および「トヨタファイナンス株式会社（以下「弊社」といいます）の指定事業者が提供するロードサービス」の代金のみが決済対象でしたが、今後はこれに加え、「ENEOS株式会社が取り扱う商品・役務」の代金も決済することができるようになります。

#### ENEOS BUSINESS カード 会員規約 第1条（定義）

改定前	改定後（2021年7月1日から）
⑦「商品等」とは、加盟SSが取り扱う商品（提供する役務含む）をいいます。	⑦「商品等」とは、ENEOSが取り扱う商品（提供する役務を含む。以下同じ）のうち当社が認めたもの、加盟SSが店頭で取り扱う商品または第13号で定めるロードサービスをいいます。

#### ENEOS BUSINESS カード 会員規約 第4条（カードの貸与と取扱）

改定前	改定後（2021年7月1日から）
2. 会員は、カードの所定の欄に車両登録番号が表示されているカードのみを加盟SSで使用することができ、表示された当該登録番号の車両または当社が認める車両にかかる商品等のみを購入することができます。	2. 会員は、加盟SSとの取引においてはカードの所定の欄に表示された車両番号の車両または当社が認める車両にかかる商品等（ただしガソリンまたは軽油については第7条で指定した油種に限る）のみを購入することができるものとし、ENEOS またはロードサービス事業者との取引においてはすべての商品等を購入することができるものとし、

#### ENEOS BUSINESS II カード 会員規約 第4条（カードの貸与と取扱）

改定前	改定後（2021年7月1日から）
-----	------------------

<p>2. 会員は、カードの所定の欄に車両番号が表示されている場合は表示された当該登録番号と同一車両のみを加盟 SS で使用することができます。なお、車両番号の非登録(カード所定の欄に車両番号 00000 表示されたもの)の場合は全ての車両で使用できます。また、会員は、カード所定欄の購入区分の表示にかかる商品等を購入することができます。</p>	<p>2. 会員は、加盟 SS との取引においてはカードの所定の欄に表示された車両番号の車両 (ただし車両番号が非登録(カード所定の欄に車両番号 00000 表示されたもの)の場合は全ての車両)にかかる商品等 (ただしガソリンまたは軽油については第 7 条で指定した油種に限る) のみを購入することができるものとし、ENEOS またはロードサービス事業者との取引においてはすべての商品等を購入することができるものとし、</p>
---	---

ENEOS BUSINESS カード 会員規約 第 8 条 (カードの利用方法)

改定前	改定後 (2021 年 7 月 1 日から)
<p>1. カード利用者は、加盟SSにおいてカードを呈示し、所定の売上票に当社に届け出た法人名、団体名または個人事業者名とカード利用者の署名を行うことにより、商品等を購入することができます。ただし、両社が特に認めた場合、カードの呈示等を省略する等これに代わる態様で、本規約に基づく商品等の購入をすることができます。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>1. カード利用者は、ENEOSまたは加盟 SS との取引においてカードを呈示し、所定の売上票に当社に届け出た法人名、団体名または個人事業者名とカード利用者の署名を行うことにより、商品等を購入することができます。ただし、両社が特に認めた場合、カードの呈示等を省略する等これに代わる態様で、本規約に基づく商品等の購入をすることができます。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、通信販売等の当社が認める特定の取引においては、カード利用者は、当社が指定する方法によりカードの提示と売上票への署名の一方または双方を省略することができるものとします。</p> <p>3. ENEOSまたは加盟 SS が提供する当社所定の継続的役務においては、会員は、会員番号等を事前に ENEOS または加盟 SS に登録する等の方法により、役務の提供を継続的に ENEOS または加盟 SS から受け取ることができます。この場合、会員は、会員番号等の変更や会員資格の喪失等カードが利用できなくなった旨を ENEOS または加盟 SS に通知するものとします。ただし、ENEOS または加盟 SS の要請により会員番号等の変更情報を ENEOS または加盟 SS に通知することがあることを、会員は予め承諾するものとします。</p>

ENEOS BUSINESS カード 会員規約 第 10 条 (支払の期日および方法)

改定前	改定後 (2021 年 7 月 1 日から)
<p>1. 会員がカードにより決済した加盟SS利用代金の当社に対する支払方法は1回払に限るものとします。</p> <p>2. 会員は、毎月の加盟SS利用代金を、予め会員の指定するところにより、①毎月末日に締め切る場合は翌々月2日 (当日が金融機関休業日である場合は翌営業日。以下同じ) に、②毎月20日に締め切る場合は翌月17日に、予め会員が届け出た金融機関の預金口座等 (以下「支払口座」という。) からの口座振替の方法により当社に支払うものとします。</p>	<p>1. 会員がカードにより決済した利用代金の当社に対する支払方法は1回払に限るものとします。</p> <p>2. 会員は、毎月の利用代金および手数料等の当社に対する債務を、予め会員の指定するところにより、①毎月末日に締め切る場合は翌々月2日 (当日が金融機関休業日である場合は翌営業日。以下同じ) に、②毎月20日に締め切る場合は翌月17日に、予め会員が届け出た金融機関の預金口座等 (以下「支払口座」という。) からの口座振替の方法により当社に支払うものとします。</p>

② お客さまにお守りいただきたい事項の追加・修正

上記「①決済対象とする商品・サービスの拡大」に伴い、お客さまにお守りいただきたい事項の明確化や追加をいたしました。

ENEOS BUSINESS カード 会員規約 第 8 条 (カードの利用方法)

改定前	改定後 (2021 年 7 月 1 日から)
<p>5. 第1項の規定にかかわらず、カードの利用が本規約に違反し、または違反するおそれがある場合、その他不審な点がある場合、加盟SSは当該カード利用を断ることができるものとします。</p>	<p>7. 会員は、以下の事項について予め承諾するものとします。</p> <p>①両社、加盟SSまたはロードサービス事業者において特に定める貴金属・金券類・車両等の一部の商品・サービスについては、カードの利用が制限される場合があること。</p> <p>②購入商品や提供を受けるサービスの種類あるいは利用金額によっては、カード利用に際して当社の承認が必要となり、ENEOS、加盟SSまたはロードサービス事業者が当社に対して照会し、当社が不適当と判断することによりカード利用を断る場合があること。また、当社がENEOS、加盟SS、ロードサービス事業者または会員に対してカードの利用状況等に関して確認する場合があること。</p> <p>③ENEOS、加盟SSまたはロードサービス事業者が違法な内職モニター商法等の業務提供誘引販売、連鎖販売取引、および法令に違反する</p>

	<p>取引等を行っている当社が判断した場合、カードの利用が制限されること。</p> <p>④現金化、キャッシュバック、現行紙幣・貨幣の購入その他換金または融資等を目的としたカードの利用はできないこと。</p> <p>⑤法令に違反する取引等にカードの利用はできないこと。</p> <p>⑥カードの利用が本規約に違反し、または違反するおそれがある場合、その他不審な点がある場合、<b>E N E O S</b>、加盟SSまたはロードサービス事業者は当該カード利用を断ることができること。</p>
--	---

ENEOS BUSINESS カード 会員規約 第9条の2（商品の所有権）

改定前	改定後（2021年7月1日から）
<p><b>（新設）</b></p>	<p><b>第9条の2（商品の所有権）</b></p> <p>会員は、カード利用により購入した商品の所有権が、当社が<b>E N E O S</b>、加盟SSまたはロードサービス事業者に立替払したことにより<b>E N E O S</b>、加盟SSまたはロードサービス事業者から当社に移転し、当該商品にかかる支払金を完済するまで当社において留保されることに同意するものとします。</p>

ENEOS BUSINESS カード 会員規約 第19条（退会）

改定前	改定後（2021年7月1日から）
<p>1. 会員は、両社所定の方法により退会することができるものとします。この場合、会員は、貸与されているすべてのカードを直ちに返還し、加盟SS利用代金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手続きが完了するものとします。</p> <p>2. 会員は、退会の際に当社から求めた場合、支払期限の如何にかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払うものとします。</p>	<p>1. 会員は、両社所定の方法により退会することができるものとします。この場合、会員は、貸与されているすべてのカードを直ちに返還し、利用代金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手続きが完了するものとします。</p> <p>2. 会員は、退会の際に当社から求めた場合、支払期限の如何にかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払うものとし、<b>退会後もカードに関して生じた一切の利用代金等について支払の責任を負うもの</b>とします。</p>

ENEOS BUSINESS カード 会員規約 第20条（会員資格の喪失およびカードの利用停止）

改定前	改定後（2021年7月1日から）
<p>1. 会員が次のいずれかに該当した場合（⑥については会員の役員等、カード利用者および連帯保証人が該当した場合を含む）、当社は、会員に対して資格喪失の通知を発することにより、会員資格を喪失させることができ、併せて加盟SSに当該会員に貸与したカードを失効させる旨を通知することができるものとします。</p> <p>- 中略 -</p> <p>④会員の信用状態が著しく悪化し、あるいはカードの利用状況が適当でないまたは不審であると当社が判断したとき。</p>	<p>1. 会員が次のいずれかに該当した場合（⑥については会員の役員等、カード利用者および連帯保証人が該当した場合を含む）、当社は、会員に対して資格喪失の通知を発することにより、会員資格を喪失させることができ、併せて<b>E N E O S</b>、加盟SSまたはロードサービス事業者に当該会員に貸与したカードを失効させる旨を通知することができるものとします。</p> <p>- 中略 -</p> <p>④会員の信用状態が著しく悪化し、あるいは<b>換金目的によるもの等</b>カードの利用状況が適当でないまたは不審であると当社が判断したとき。</p>

ENEOS BUSINESS カード 会員規約 第21条（期限の利益喪失）

改定前	改定後（2021年7月1日から）
<p>1. 会員が次のいずれかに該当した場合（⑩については会員の役員等、カード利用者および連帯保証人が該当した場合を含む）、会員は本規約に基づく債務（カードの利用時期にかかわらず）、その他当社に対する一切の債務について、何らの通知・催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>- 中略 -</p> <p>⑥カードを第三者に貸与し、カードについて質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p>	<p>1. 会員が次のいずれかに該当した場合（⑩については会員の役員等、カード利用者および連帯保証人が該当した場合を含む）、会員は本規約に基づく債務（カードの利用時期にかかわらず）、その他当社に対する一切の債務について、何らの通知・催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>- 中略 -</p> <p>⑥カードを第三者に貸与し、カード<b>または商品</b>について質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p>

③ カードの紛失・盗難等

弊社と保険会社との間で締結している保険契約の見直しに伴い、以下のとおり補償サービスに関する記載を変更いたします。

※お客さまに適用される補償内容に変更はございません。

ENEOS BUSINESS カード 会員規約 第 16 条 (カードの紛失・盗難等)

改定前	改定後 (2021 年 7 月 1 日から)
<p>1. カードの紛失・盗難や会員が第4条に違反したことにより第三者にカードを使用した場合、その<b>加盟SS利用代金またはロードサービス</b>利用代金は会員において負担するものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出た上で所轄警察官署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗難に関する<b>届出書を提出し、保険</b>の適用が認められた場合は、当社が届出を受けた日の60日前以降に発生した損害については、当社は会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カードが第三者に使用されたことによる会員の支払は免除されないものとします。</p> <p>- 中略 -</p> <p>⑥会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは通常要求される損害の防止・軽減のための措置をとらなかった場合。</p>	<p>1. カードの紛失・盗難や会員が第4条に違反したことにより第三者にカードを使用した場合、その利用代金は会員において負担するものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出た上で所轄警察官署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗難に関する<b>届け出をし、補償</b>の適用が認められた場合は、当社が届出を受けた日の60日前以降に発生した損害については、当社は会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カードが第三者に使用されたことによる会員の支払は免除されないものとします。</p> <p>- 中略 -</p> <p>⑥会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の<b>方法</b>、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは通常要求される損害の防止・軽減のための措置をとらなかった場合。</p>

④ 反社会的勢力の排除について

弊社が反社会的勢力との関係を一切持たず、反社会的勢力による被害を防止するため、内容を一部変更いたします。

ENEOS BUSINESS カード 会員規約 第 28 条 (確約事項)

改定前	改定後 (2021 年 7 月 1 日から)
<p>1. 会員および連帯保証人は、<b>会員 (会員の役員等を含む) および連帯保証人</b>が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 ⑥その他上記①～⑤に準ずる者</p> <p>2. 会員および連帯保証人は、自ら (<b>会員の役員等を含む</b>) 又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた要求行為 ③本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い<b>又は</b>威力を用いて当社の信用を毀損し、又は</p>	<p>1. 会員および連帯保証人は、<b>自ら (会員または連帯保証人が法人の場合は、当該法人の役員および経営に実質的に関与している者を含む)</b>が、現在、<b>暴力団、暴力団員 (暴力団の構成員)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下、総称して「暴力団員等」という)</b>に該当しないこと<b>および</b>次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの積極的な協力若しくは関与をしていると認められる関係を有すること ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ⑥その他前各号に準ずる関係を有すること</p> <p>2. 会員および連帯保証人は、自ら (<b>会員または連帯保証人が法人の場合は、当該法人の役員および経営に実質的に関与している者を含む</b>) または第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた<b>不当な</b>要求行為 ③本契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い<b>若しくは</b>威力を用いて当社の信用を毀損し、</p>

当社の業務を妨害する行為 ⑤その他上記①～④に準ずる行為	または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他上記①から④に準ずる行為
---------------------------------	-------------------------------------

以上